

川崎市犯罪被害者等緊急避難場所提供事業実施要綱

令和4年3月31日

3川市地第1144号

市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市犯罪被害者等支援条例（令和3年12月川崎市条例第77号。以下「条例」という。）第8条第1項第4号に基づき、犯罪被害を受けたことにより住居に居住することが困難になった犯罪被害者等に、犯罪直後の緊急避難場所として一時的に安全な居住場所を提供する事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪 条例第2条第1項第1号に定める犯罪等のうち、刑法（明治40年法律第45号）その他日本国における刑罰法令に規定する行為（刑法第37条第1項本文、同法第39条第1項又は同法第41条の規定により罰せられない行為（同法第35条又は同法第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）を含む。）をいう。

(2) 市民 川崎市自治基本条例（平成16年12月川崎市条例第60号）第3条第1項第1号に定める市民のうち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき川崎市の住民基本台帳に記録されている者又は次のアからキまでのいずれかに該当する者であって、やむを得ず川崎市の住民基本台帳に記録をされずに川崎市内に居住している者をいう。

ア 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）第2条第3項に規定する避難住民

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者

ウ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第3項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者

エ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者

オ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者

カ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者

キ その他、本市の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者

(緊急避難場所の提供)

第3条 市長は、予算の範囲で、犯罪被害を受けた者若しくはその遺族、家族で、市民である者に、犯罪直後の緊急避難場所として一時的に安全な居住場所を確保し、その費用を負担することにより、その精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的として、協定を締結したホテルの協力を得て緊急避難場所の提供を実施する。

2 前項の規定による緊急避難場所の提供は、神奈川県（以下「県」という。）が「神奈川県犯罪被害者等支援条例（平成21年4月1日施行）」に基づいて行う支援のうち、「緊急避難場所（ホテル等）の提供に関する実施要領」（以下「県実施要領」という。）に従って犯罪被害者又はその遺族、家族に提供する緊急避難場所における延泊として実施する。

(対象者)

第4条 前条の緊急避難場所の提供は、犯罪被害を受けた者又はその遺族、家族で、市民である者から第6条に定める利用申請があった者のうち、次のいずれかに該当する者に対し実施する。

- (1) 県実施要領に基づいて緊急避難場所の提供を受けた者
- (2) その他市長が必要と認める者

(事業の内容)

第5条 第3条に定める緊急避難場所の提供は、同一利用者につき、4泊までとする。

2 緊急避難場所の提供に伴う費用（宿泊に要する経費、サービス料を含む。）については、市が負担する。ただし、飲食代や避難場所までの交通費等の実費は、利用者が負担するものとする。

3 第1項に定める緊急避難場所の提供は、原則として県が県実施要領に基づき緊急避難場所の提供に関する協定を締結した事業者（ホテル等）において実施するものとし、その実施内容については、各事業者と川崎市とが協議して定めるものとする。

(利用申請)

第6条 緊急避難場所の提供を希望する者は、川崎市犯罪被害者等緊急避難場所利用申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請書の提出が申請者にとって著しい身体的若しくは精神的な負担を伴うと市長が判断できる場合、又は犯罪被害者等の置かれている状況や緊急性を鑑みて申請書の提出が困難と市長が認める場合は、申請者は口頭により申請できるものとする。

3 第1項の申請書には、申請者が申請を行う時点において市内に住所を有することを証明することができる書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、条例に基づき定める他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると市長が認める場合その他市長がその提出を不要と認める場合は、その一部の添付を省略することができる。

(実施の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、速やかに、緊急避難場所の提供を実施し、又は実施しない旨を決定し、川崎市犯罪被害者等緊急避難場所利用結果通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行うために必要がある場合は、当該被害者又は申請者の同意を得て、関係機関等に対し、犯罪被害に関する情報、犯罪被害者等の続柄、居住の実態又はその他市長が必要と認める事項を調査することができる。

3 市長は、第1項の規定により実施を決定したときは、当該実施の決定を受けた者及び事業者に対して、緊急避難場所を提供するために必要な調整を行うものとする。

(実施の制限)

第8条 市長は、次に掲げる場合には、緊急避難場所の提供を実施しないことができる。

- (1) 犯罪被害に遭った市民又は第6条の申請を行う者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者である市民又は第6条の申請を行う者にも、その責めに帰すべき行為があった場合
- (2) 犯罪被害に遭った市民又は第6条の申請を行う者が川崎市暴力団排除条例（平成24年3月川崎市条例第5号）第2条第1項第3号に規定する暴力団員等であった場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、犯罪被害者である市民若しくはその遺族、家族と加害者との関係その他の事情から判断して、緊急避難場所の提供を実施することが社会通念上適切でないとき市長が認めた場合

(実施決定の取消し)

第9条 市長は、実施の決定を受けた者が本事業を利用する資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、実施の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すものとする。

(費用の返還請求)

第10条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に緊急避難場所の提供が実施されているときは、市長は、当該費用を利用者に請求するものとする。

(事業費)

第11条 本事業における緊急避難場所の提供に伴う費用（宿泊に要する経費、サービス料を含む。）については、1泊10,000円（消費税別）を上限とする。ただし、市長がやむを得ないと認めた事情がある場合は、この限りではない。

(事業費の請求及び支払い)

第12条 前条に定める事業費の請求について、事業者は、次に掲げる事項を記載した請求書により、利用者の宿泊終了後速やかに請求するものとする。

- (1) 請求金額、算出の基礎及び債権を発生した事実

(2) 債権者の住所、氏名及び押印

(3) 請求年月日

2 請求書を受理した市長は、速やかに事業費を当該事業者へ支払うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(第1号様式)

川崎市犯罪被害者等緊急避難場所利用申請書

年 月 日

(申請先) 川崎市長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____

電 話 _____

被害者との続柄 _____

1 次のとおり、緊急避難場所の利用を申請します。

希望する 事項	<input type="checkbox"/> 宿泊施設の方面 (市内北部・市内中央部・市内南部・とくに希望はない) <input type="checkbox"/> 宿泊施設のタイプ (シングル・ダブル・ツイン・とくに希望はない)
被害届等	被害届又は事故の届出があった場合は、その受理番号等 ()
その他	神奈川県が緊急避難場所として提供している宿泊施設からの変更希望が (ある・なし)

2 添付書類 (次のうち、必要なもの)

要・不要	必要書類	確認
	申請者が申請を行う時点において市民であることを証明できる書類	
	その他市長が認める書類 ()	

3 申請事項に係る調査等への同意

- ・緊急避難場所の提供事業 (以下事業という。) を利用するにあたり、必要に応じて、犯罪被害の事実及びその状況等について神奈川県警察等に情報を求めること、及び事業の実施に必要な情報を事業者 (宿泊施設等) に提供することに同意します。
- ・本事業において利用した事業者が聞き取った内容及び書類等は、当該事業者が保管することに同意します。
- ・利用にかかる交通費や飲食費等の実費は負担します。
- ・私は、本申請書の内容に虚偽がないことを認め、事業の利用ののちに虚偽その他不正な手段による利用であったと市長が認めた場合には、事業に要した費用を市に支払うことに同意します。

氏名 _____

(第2号様式)

第 号
年 月 日

川崎市犯罪被害者等緊急避難場所利用結果通知書

様

川崎市長

年 月 日付で申請のありました川崎市犯罪被害者等緊急避難場所利用については、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 川崎市犯罪被害者等緊急避難場所 について利用できます。

実施機関・内容	宿泊施設等名：
	所在地：
	電話番号：
	部屋のタイプ：
	担当者：
	利用期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

※ 決定通知を受けたのちに、日時等の変更又はキャンセルを希望する場合には、速やかに「犯罪被害者等支援相談窓口」に連絡してください。利用期間の前日又はそれ以前の週の最後の平日の17時以降の変更、キャンセルは、直接実施機関に御連絡ください。

2 川崎市犯罪被害者等緊急避難場所 について利用できません。

理 由